

2026 年 9 月 7 日

No. EID_001

米国 Affiliates Rule と 中国の輸出管理措置の停止期間終了に向けた実務対応【前編】 ——規制の現在地と「二つの情報基盤」

2026 年 11 月 10 日を見据えた取引審査体制の整備

執筆者：弁護士 落合孝文／弁護士 大門由佳

本稿は 2026 年 9 月 7 日現在の情報に基づいています。米中双方の措置については、停止期間の延長、内容の修正その他の変更が行われる可能性がありますので、実際の取引判断にあたっては最新の法令および当局の公表資料をご確認ください。

本稿は、中国企業との取引があり、かつ米国向けの輸出または米国関連の調達に関与する日本企業を主な読者として想定しています。もっとも、米中いずれか一方の規制のみが問題となる場合であっても、本稿で述べる情報基盤の整備は共通して必要になります。

本稿の構成（前編・後編）

前編（本号）

- 1 はじめに
- 2 現在の規制状況の整理
- 3 米国側の準備事項
- 4 中国側の準備事項
- 5 準備の重心となる二つの情報基盤

後編（2026 年 9 月 11 日公開予定）

- 6 実務対応のポイント
- 7 過度な対応を避けるための留意点
- 8 停止期間の終了に向けた体制の設計
- 9 おわりに

本稿の要点

- 米国の Affiliates Rule は 2026 年 11 月 9 日まで停止されており、現行規則上は同月 10 日に再び EAR（米国輸出管理規則）に編入されます。他方、中国の公告 70 号による停止は「2026 年 11 月 10 日まで」と定めるにとどまり、その後の適用関係は、その時点における当局の措置を確認する必要があります。両者の相違は、規制の内容以前に、期限の定め方の段階から生じています。
- 停止されているのは特定の措置に限られます。米国の Entity List・MEU List 等に基づく既存の規制、OFAC の 50 Percent Rule、中国の対日デュアルユース物項の輸出管理および管制名簿・注視名簿の制度は、いずれも現に適用されています。11 月に備えることは、11 月まで対応が不要であることを意味しません。
- 米国側では取引先の所有構造に関する情報が、中国側では製品・技術の来歴と最終需要者・最終用途に関する情報が、それぞれ準備の重心になります。BIS 自身が、Affiliates Rule の採用により Consolidated Screening List (CSL) は Entity List の許可要件の対象となる外国企業を網羅しなくなる旨を明らかにしており、スクリーニングツールのリストを更新するだけでは足りません。

1 はじめに

2026 年 11 月、米中双方の輸出管理について、二つの停止措置が期限を迎えます。

米国では、2025 年 9 月 29 日に施行されたいわゆる Affiliates Rule（関連会社規則）、すなわち米国の Entity List 等の掲載主体が直接または間接に、単独または合算で 50%以上を所有する非掲載の外国企業に対して、掲載主体と同様の許可要件を自動的に及ぼす規則が、米中経済貿易協議を受けて 2025 年 11 月 10 日以降停止されています。商務省産業安全保障局（BIS）の停止規則は二段階の構造をとっており、Affiliates Rule による EAR（米国輸出管理規則）の改正は 2026 年 11 月 9 日まで停止（stay）され、停止された改正は 2026 年 11 月 10 日をもって再び EAR に編入される旨が規則上明記されています¹。

¹ One Year Suspension of Expansion of End-User Controls for Affiliates of Certain Listed Entities, 90 FR 50857 (FR Doc. 2025-19846, 2025 年 11 月 12 日 Federal Register 掲載、同月 10 日発効)。第一段階として、Affiliates Rule (Expansion of End-User Controls to Cover Affiliates of Certain Listed Entities, 90 FR 47201, 2025 年 9 月 30 日 Federal Register 掲載、同月 29 日施行) による EAR 改正を 2026 年 11 月 9 日まで停止し、第二段階として、停止された改正を 2026 年 11 月 10 日発効で (effective November 10, 2026 and extending indefinitely) 再び EAR に編入する旨を定める。なお、Affiliates Rule は外国の entity を対象とするものであり、米国の entity には適用されない。

中国では、商務部・海関総署公告 2025 年第 70 号が、2025 年 10 月 9 日に公表されたレアアース関連等の一連の措置（商務部・海関総署公告 2025 年第 55 号から第 58 号まで、ならびに商務部公告 2025 年第 61 号および第 62 号）の実施を、公布日である 2025 年 11 月 7 日から 2026 年 11 月 10 日まで停止する旨を定めています²。

これら二つの措置は、いずれも 2025 年 10 月の米中クアラルンプール経済貿易協議における共同アレンジメントを背景とするものです。中国商務部の説明によれば、同アレンジメントにより 2026 年 11 月 10 日まで停止された措置には、米国の 24%対等関税と中国側の反制措置、米国の輸出管理上のいわゆる 50%穿透性規則（Affiliates Rule）と中国側の関連する輸出管理等の措置、および米国の対中海事・物流・造船業に関する 301 条調査措置と中国側の反制措置が含まれます。2026 年 5 月 20 日の同部の説明では、双方が同アレンジメントの延期を推進する旨も述べられています³。

もっとも、この二つの措置が 2026 年 11 月 10 日に一斉に適用を再開すると現時点で断定することはできません。米国側では停止の終期と再適用の発効日が規則上明確に定められているのに対し、中国側の公告 70 号は停止期間の終期を示すにとどまり、停止の終了後の適用関係については、その時点における当局の措置を確認する必要があります。中国商務部の報道官も、2026 年 4 月 9 日の定例記者会見において「2026 年 11 月 10 日まで停止する」との表現を用いるにとどめており、適用の再開日を特定した公表資料は確認できていません⁴。両者の相違は、規制の内容以前に、期限の定め方の段階から生じているといえます。

そのため本稿は、2026 年 11 月に何が起こるかを予測することを目的とするものではありません。停止の延長、内容の修正、適用の開始または再開のいずれが生じた場合であっても、自社の取引への影響を短期間で判断できる情報基盤を、現時点からどのように整備しておくかを検討するものです。

² 商務部・海関総署公告 2025 年第 70 号（2025 年 11 月 7 日）。商務部・海関総署公告 2025 年第 55 号、第 56 号、第 57 号、第 58 号ならびに商務部公告 2025 年第 61 号および第 62 号の実施を、公布の日（2025 年 11 月 7 日）から 2026 年 11 月 10 日まで停止する旨を公布。

³ 商務部「商务部美大司负责人解读中美经贸磋商初步成果」（2026 年 5 月 20 日）。停止の対象を、米国の 24%対等関税と中国側の反制措置、米国の輸出管制 50%穿透性規則と中国側の関連する輸出管制等の措置、および米国の対中海事・物流・造船業 301 調査措置と中国側の反制措置として列挙したうえで、双方が吉隆坡経貿磋商商連合安排の延期を推進する旨を述べる。

⁴ 商務部報道官の 2026 年 4 月 9 日の定例記者会見における説明。2025 年 10 月 9 日に公布した関連の輸出管理等の措置を、中米クアラルンプール経済貿易協議の合意に基づき 2026 年 11 月 10 日まで停止する旨を述べるにとどまる。なお、二次資料には同年 7 月 9 日の記者会見においても同旨の発言があったと見られるが、当該日については商務部の公表資料上これを確認することができない。

なお、本稿は米中双方の輸出管理を主たる対象とするものであり、米国財務省外国資産管理局（OFAC）による制裁プログラム、米国の対中投資規制、米国国防授權法（NDAA）第 1260H 条および第 805 条に基づく国防調達上の規制等については、詳細には立ち入りません。ただし、Affiliates Rule との相違を明確にするため、必要な範囲でこれらの制度に言及します⁵。

2 現在の規制状況の整理

準備の出発点は、関係する規制を、現にすでに適用されているもの、現在停止中であるが準備を進めるべきもの、および今後の動向を監視すべきものに区分することにあると考えられます。

【図表 1 米中の輸出管理措置の現在の状況（2026 年 9 月 7 日現在）】

区分	米国側	中国側
現に適用されているもの	Entity List・MEU List 等に基づく既存の許可要件および取引制限、既存の KYC ガイダンス・レッドフラグ（Red Flag 29 を除く）、OFAC のブロッキング制裁に係る 50 Percent Rule 等	公告 2025 年第 18 号（中重希土類 7 元素等）、公告 2026 年第 1 号（対日デュアルユース物項の輸出管理）、公告 2026 年第 11・12 号および第 27・28 号（日本の企業・機関等に対する管制名簿・注視名簿）、その他公告 70 号の停止対象外の規制
現在停止中であり、準備の対象となるもの	Affiliates Rule（50%所有による自動的な拡張）および Red Flag 29（いずれも 2026 年 11 月 9 日まで停止）	公告 2025 年第 55 号から第 58 号まで、第 61 号および第 62 号（2026 年 11 月 10 日まで停止）
監視の対象となるもの	Federal Register および BIS の新規則・FAQ・ガイダンス	商務部・海関総署の新公告および実施細則

(1) 停止されていない措置に注意を要すること

米国側で BIS の今回の停止規則により停止されているのは、Affiliates Rule が EAR に加えた変更に限られます。Entity List、MEU List 等に基づく既存の許可要件および取引制限は引き続き適用されており、これらを確認する通常の取引審査も継続する必要があります。既存の KYC ガイダンスおよびその他のレッドフラグについても同様です。

また、BIS による Affiliates Rule の停止は、OFAC がブロッキング制裁において独自に適用する

⁵ これらの制度は、規制の対象となる国の範囲、リスト掲載の効果、および所有・支配の基準をそれぞれ異にしており、本稿で述べる情報基盤をそのまま適用することはできない。

50 Percent Rule、すなわち財産および財産上の利益が凍結される者（blocked persons）が直接または間接に、単独または合算で 50%以上を所有する entity について、その財産および財産上の利益も原則として凍結の対象として取り扱う規律を停止するものではありません⁶。

中国側についても、公告 70 号の停止の対象は上記の 6 公告に限られています。2025 年 4 月の商務部・海関総署公告 2025 年第 18 号による中重希土類関連の規制、2026 年 1 月 6 日の商務部公告 2026 年第 1 号による対日デュアルユース物項の輸出管理、および 2026 年 2 月以降の日本の企業・機関等に対する輸出管理管制名簿（出口管制管控名单）・注視名簿（关注名单）への掲載措置は、現に適用されています。

さらに、これらの名簿制度は日本の企業・機関等のみを対象とするものではありません。例えば、停止期間中の 2026 年 4 月 24 日には欧州連合（EU）の 7 実体（商務部公告 2026 年第 20 号）が、同年 6 月 22 日には米国の 10 実体（同第 23 号）が、それぞれ管制名簿に掲載されています⁷。公告 70 号による停止は、両用物項の輸出管理に関する名簿制度の運用そのものを停止するものではなく、同制度は停止期間中も継続して運用されているといえます。

以上のとおり、11 月に備えることは、11 月まで対応が不要であることを意味するものではありません。

(2) 停止された措置の状態には差異があること

⁶ OFAC の 50 Percent Rule については、OFAC, Revised Guidance on Entities Owned by Persons Whose Property and Interests in Property Are Blocked（2014 年 8 月 13 日）参照。同規律は、財産および財産上の利益が凍結される者（blocked persons）による直接・間接、単独または合算での 50%以上の所有を基準とするものであり、BIS の停止規則の対象外として引き続き適用される。

⁷ 商務部公告 2026 年第 11 号・第 12 号（2026 年 2 月 24 日）、同第 20 号（同年 4 月 24 日、EU の 7 実体を管制名簿に掲載）、同第 23 号（同年 6 月 22 日、米国の 10 実体を管制名簿に掲載）、同第 30 号（同年 7 月 24 日、EU の 14 実体を管制名簿に掲載）、同第 27 号・第 28 号（同年 6 月 29 日）。第 11 号・第 27 号は各 20 の日本の企業・機関等を輸出管理管制名簿（出口管制管控名单）に掲載し、中国の輸出事業者による当該掲載者へのデュアルユース物項の輸出、および中国国外の組織・個人による中国原産デュアルユース物項の当該掲載者への移転・提供を禁止する。中国の輸出事業者については、特殊な事情により輸出が真に必要な場合に商務部へ申請する途が定められている。第 12 号・第 28 号は各 20 の日本の企業・機関等を注視名簿（关注名单）に掲載する。注視名簿の制度的根拠は両用物項出口管制条例（國務院令 792 号。2024 年 9 月 30 日公布、2024 年 12 月 1 日施行）第 26 条であり、同条第 1 項は確認調査への協力が得られず最終需要者・最終用途を確認できない場合の掲載を、第 2 項は掲載の効果（一般許可の申請および登録情報の提出による輸出証憑の取得の不可、個別許可申請時のリスク評価報告書および確約の提出、許可審査期限が第 17 条第 1 項所定の 45 営業日の制限を受けないこと）を、第 3 項は確認調査への協力があり、かつ最終用途の無断変更や第三者への無断譲渡等がないことが確認された場合の移出を定める。なお、同条第 2 項が求める確約は「遵守出口管制法律法规和相关要求的承诺」であるのに対し、上記の各公告は日本の軍事力の向上に資する用途に用いない旨の確約を求めている。

停止の対象となった中国側の各公告には、公布後未施行のまま停止されたものと、一度施行された後に停止されたものが混在しています⁸。そこで本稿では、これらについて一律に「復活」とはいわず、「停止の終了に伴い適用が開始または再開し得る措置」と表現します。

(3) 停止に遡及的な効果はないこと

停止は、停止前の適用期間中の取引について遡及的に免責を与えるものではありません。米国の Affiliates Rule は 2025 年 9 月 29 日から同年 11 月 9 日まで現に適用されており、中国側の一部の措置にも施行済みの期間があります。具体的な事情によっては、当該期間の取引の適法性を別途確認する必要が生じ得ます。

3 米国側の準備事項

(1) Affiliates Rule の基本構造

Affiliates Rule は、Entity List および MEU List の掲載主体、EAR §744.8(a)(1)所定の一定の SDN (Specially Designated Nationals)、またはこれらとの所有関係に基づいてすでに規制の対象となる一定の非掲載主体が、直接または間接に、単独または合算で 50%以上を所有する非掲載の外国企業に対して、当該所有者に応じて適用される許可要件等を自動的に及ぼすものです。以下では、これらの掲載主体および所有関係に基づいてすでに規制の対象となる非掲載主体を併せて「対象主体」といいます。規制は所有の連鎖を通じて多層的に及び得るため、取引先自身が各リストに掲載されていない場合であっても、その株主構成によっては同等の規制が及ぶこととなります。複数の対象主体による所有割合を合算して 50%以上となる場合において、各主体に異なる許可要件・審査方針が適用されるときは、原則として最も厳格なものが適用されるとされています。この合算は、Entity List、MEU List および §744.8(a)(1)所定の SDN という三つの区分をまたいで行われ、いずれか一つの区分に掲載された主体のみでは 50%に満たない場合であっても、合計で 50%以上となる場合は同ルールが適用されます⁹。

⁸ 停止の対象となった各公告の概要は次のとおりである。第 55 号（超硬材料関連物項）、第 56 号（一部のレアアース生産加工設備・原材料等）、第 57 号（ホルミウム、エルビウム、ツリウム、ユウロピウムおよびイッテルビウムに係る中重希土類関連物項）、第 58 号（リチウム電池・人造黒鉛負極材料関連物項）は、いずれも 2025 年 11 月 8 日施行の予定であったが、同月 7 日の公告 70 号により施行前に停止された。第 61 号のうち第 1 項（一）（二）は同年 12 月 1 日施行の予定であり未施行のまま停止された一方、第 1 項（三）は同年 10 月 9 日から施行され、停止に至るまで実際に適用された。第 62 号（レアアースの採掘、製錬・分離、金属製錬、磁性材料製造、二次資源回収利用等に関連する技術等）は、公布日である同年 10 月 9 日から施行された後に停止された。

⁹ BIS, Entity List FAQs (2025 年 9 月 29 日最終更新) および 90 FR 47201 の前文参照。複数の対象主体による合算所有の場合に、最も厳格な許可要件、ライセンス例外の利用可能性および審査方針が適用されること、ならびにこの合

これは、Entity List 等に基づく取引審査の重心を変えるものといえます。従来、この審査においては、取引先自身がリストに掲載されているかを確認することが重要な出発点でした。Affiliates Rule のもとでは、それに加えて、当該取引先を誰が、どの経路で、何%所有しているかという所有構造の層まで確認する必要が生じ得ます。

(2) Red Flag 29

Affiliates Rule とともに、BIS の KYC ガイダンス (EAR Part 732 補足 3) には Red Flag 29 が追加されました。同項目も Affiliates Rule と一体として 2026 年 11 月 9 日まで停止されており、現時点で法的義務として適用されているものではありませんが、現行規則どおりであれば 2026 年 11 月 10 日に再び意味を持つことになります¹⁰。

停止期間中の準備として重要と考えられるのは、その二段階の構造です。現行規則どおり Affiliates Rule および Red Flag 29 が 2026 年 11 月 10 日に再適用された場合、まず、輸出者等が、取引先の所有者に Entity List・MEU List の掲載主体等が含まれることを「知っている」場合には、その所有割合を確定する積極的義務 (affirmative duty) が生じます。そのうえで、当該割合を確定することができない場合には、当該所有者に適用される要件に基づき、許可が必要であれば BIS の許可を取得する必要があります (適用可能なライセンス例外がある場合を除きます)。

算が Entity List、MEU List および §744.8(a)(1) 所定の SDN という三つの区分をまたいで行われ、いずれか一つの区分のみでは 50% に満たない場合であっても適用され得ることは、Q.44 に示されている。50% 以上の所有がない場合には、支配 (control) が及んでいても Affiliates Rule の自動的な適用はないこと、もっとも一定の少数持分、役員の兼任その他の支配を推認させる関係は追加的なデューデリジェンスを要するレッドフラグとなり得ること、および End-User Review Committee (ERC) が EAR §744.11(b) に基づき当該 entity 自体を Entity List に追加する権限は妨げられないことは、Q.43 に示されている。所有の連鎖が多層にわたる場合の適用および各所有者の持分の内訳を問わない旨は、90 FR 47201 前文の適用例 1 および Q.52 に示されている。また、BIS は、Affiliates Rule の採用により Consolidated Screening List (CSL) が Entity List の許可要件の対象となる外国企業を網羅するものではなくする旨を明らかにしている (90 FR 47201 前文および Q.46)。なお、Entity List の掲載主体、または所有関係に基づき Entity List に由来する制限を受ける非掲載主体に、直接または間接に 50% 以上所有される非掲載の外国企業は、EAR §744.16(e) に基づき、自らを除外する旨の当該 Entity List 上の所有者の掲載内容の修正を請求することができる。MEU List についても、§744.21(b)(2) に同様の修正請求の手続が設けられている (Q.51)。

¹⁰ eCFR, Supplement No. 3 to Part 732, Effective Date Note (90 FR 50857 により、同補足(b)29 が 2026 年 11 月 9 日まで停止される旨を明記)。本文にいう「知っている」は、EAR §772.1 に定義される knowledge を指し、事実の存在を実際に知っている場合のほか、その存在または将来の発生の高度の蓋然性を認識している場合を含み、既知の事実を意識的に無視したことまたは事実を意図的に回避したことから当該認識が推認される場合も含む広い概念である。また、Red Flag 29 の対象となる所有者には、Entity List・MEU List の掲載主体のほか、所有関係に基づき許可要件その他の制限を受ける非掲載主体も含まれ得る。なお、Affiliates Rule に基づく許可要件自体は厳格責任 (strict liability) を基礎とするものであり、Red Flag 29 の前提となる knowledge の有無と、規制の対象に該当するか否かは区別する必要がある (BIS, Entity List FAQs, Q.41-Q.42 参照)。

所有割合が判明しない場合の処理を検討する前提として、まず所有割合を調査する義務が課される構造となっている点に留意が必要です。

(3) 所有と支配の基準は制度ごとに異なること

もっとも、ここで整備する所有構造の情報を、他の制度の判断にそのまま用いることはできない点にも注意が必要です。Affiliates Rule の基準はあくまで所有（ownership）であり、支配（control）ではありません。対象主体による直接・間接の合算の所有が 50%未満にとどまる限り、これらの主体が事実上の支配を及ぼしている場合であっても、所有関係のみを理由としてこの規則が自動的に適用されることはありません。他方で、これは合算で 50%未満であれば関連性を考慮する必要がないことを意味するものではなく、一定の少数持分や役員の兼任その他の重大な関係は、追加的なデューデリジェンスを要するレッドフラグとなり得るほか、End-User Review Committee（ERC）が EAR §744.11(b)に基づき当該企業自体を Entity List に追加する権限も妨げられません（前掲注 9）。

米国の経済安全保障に関する各制度は、所有と支配のいずれを基準とするか、また所有を基準とする場合の閾値をどのように定めるかについて、必ずしも統一されていません¹¹。所有構造の情報を整備するにあたっては、自社が対応を要する制度の範囲に応じて、所有割合のみを取得すれば足りるのか、議決権、役員構成、契約上の取決め等まで把握しておく必要があるのかを、あらかじめ整理しておくことが有益と考えられます。

(4) 必要となる情報と社内データの状況

この規律のもとで必要となる情報は、マネー・ローンダリング対策等において最終的な自然人である実質的支配者（UBO）を特定する場合とは、必要となる情報の重点が異なります。Affiliates Rule への対応では、対象主体による直接・間接、単独・合算での 50%以上の所有を判定できるよう、直接・間接の所有者、それぞれの所有割合、および中間所有者を含む所有の連鎖（ownership chain）を把握することが重要になります。

¹¹ たとえば、米国国防授權法第 805 条（Pub. L. 118-31）は、その適用の対象を定めるにあたり「支配（control）」の概念を用い、同条(e)(1)において CFIUS に関する 31 CFR §800.208 の定義を引用している（同条はその後、FY2026 国防授權法（Pub. L. 119-60）第 845 条により改正されている）。同定義は数値の閾値を定めず、議決権、取締役の選任、契約上の取決め等を含む総合的な判断によるものとされている。また、OFAC の NS-CMIC リスト（EO 13959、EO 14032 により改正）については、OFAC FAQ 857 が、専ら EO 13959 に基づいて掲載された事業体には 50 Percent Rule が適用されない旨（does not apply to entities listed solely pursuant to E.O. 13959, as amended）を明らかにしている。本稿では詳細に立ち入らないが、所有割合のみを整備すれば足りるか否かは、自社が対応を要する制度の範囲によって異なる。

あわせて、BIS 自身が、Affiliates Rule の採用により、米国政府の Consolidated Screening List (CSL) は Entity List の許可要件の対象となる外国企業を網羅するものではなくなる旨を明らかにしている点にも留意が必要です。CSL の Entity List に関する情報には Entity List に明示的に掲載された主体は反映されますが、所有関係のみを理由として Affiliates Rule の対象となる非掲載の外国関連会社までは反映されないためです（前掲注 9）。

これを日本企業の実務に置き直しますと、課題は規制リストの更新だけではなく、自社が保有する取引先データの構造にあることが分かります。実務上想定される課題としては、例えば、取引先マスタに直接の株主しか登録されていないこと、中間持株会社を含む所有の連鎖を把握していないこと、間接所有を機械的に遡ることができないこと、複数の対象主体による合算所有を計算することができないこと、M&A や増資等による契約締結後の資本関係の変更を追跡できていないことなどが挙げられます。

Affiliates Rule が現行規則どおり 2026 年 11 月 10 日に再適用される場合、スクリーニングツールのリストを更新するだけでは足りず、リストとの照合の前提となる所有構造のデータそのものを整備しておく必要があると考えられます。

4 中国側の準備事項

(1) 公告 61 号は 0.1%の基準のみによる規制ではないこと

停止中の中国側の措置のうち、日本企業にとって特に重要と考えられるのが商務部公告 2025 年第 61 号です。同公告は、中国原産の対象物項の価値割合が 0.1%以上である国外生産品について許可が必要になるという形で紹介されることが多いのですが、この理解のみでは対応を誤るおそれがあります。

61 号の規律には複数の軸があります。対象物項の側では、中国原産の対象レアアース物項が一定の価値割合を占める国外生産物項、中国原産の一定のレアアース関連技術を利用して国外で生産された物項、および一定の中国原産物項そのものが挙げられます。これに加えて、許可の審査においては、最終需要者および最終用途が明示的に考慮されます。すなわち、国外の軍事ユーザーに向けた輸出申請、ならびに輸出管理管制名簿および注視名簿に掲載された輸入者・最終需要者（当該掲載者が 50%以上の持分を有する子会社、ならびにその支店その他の拠点を含みます）に向けた輸出申請は、原則として許可しないものとされています。大量破壊兵器、テロ、軍事用途等の最終用途についても同様です。他方、14 ナノメートル以下のロジック半導体もしくは 256 層以上のメモリ半導体の研究開発・生産、上記の製造プロセスに係る半導体を製造するための生産設備、試験設備および材料の製造、または潜在的な軍事用途を有する AI の研究開発を最終用途とする輸出申請

については、個別に審査するものとされています¹²。さらに、同公告は、中国国内の輸出経営者に対し、対象物項の輸出に際して国外の輸入者および最終需要者にコンプライアンス告知書（《合规告知书》）を交付することを求めるとともに、国外の輸出経営者に対しても、対象物項を移転または輸出する際に次の受領者に同告知書を交付することを求めています。規制の対象である旨の情報を、供給網の下流へ順次伝達させる仕組みです。すなわち 61 号は、品目、原産、技術、用途および需要者を組み合わせた多軸の規制であり、0.1%という数値はその一要素にすぎません。

なお、中国側においても 50%という数値が用いられている点は、米国側の 50%所有基準と併せて留意すべきものと考えられます。もっとも、双方の 50%を同一の判定ロジックで処理することはできません。米国の Affiliates Rule が、対象主体による直接・間接、単独・合算での 50%以上の所有を要件として、許可要件そのものを自動的に及ぼすものであるのに対し、61 号の当該部分は、名簿掲載者が 50%以上の持分を有する子会社やその支店等に向けた輸出申請について原則として許可しないという、許可審査上の方針を定めるものです。前者は許可の可否を左右し、後者は許可の可否を左右するという違いがあります。

停止中の第 55 号から第 58 号まで（超硬材料、レアアース関連の生産加工設備・原材料等、中重希土類 5 元素関連物項、リチウム電池・人造黒鉛負極材料関連物項）の品目の詳細については、本稿では立ち入らず、注に譲ります（前掲注 8）。

(2) 現に適用されている措置は別のレイヤーであること

2 で述べたとおり、公告 2025 年第 18 号および公告 2026 年第 1 号は現に適用されています。特に公告 2026 年第 1 号は、日本の軍事ユーザー、軍事用途、および日本の軍事力の向上に資するその他の最終需要者・最終用途に向けた「すべての」デュアルユース物項の輸出を禁止しています。あわせて、国・地域を問わず、組織または個人が同規制に違反して中国原産の関連デュアルユース物項を日本の組織・個人に移転または提供した場合には、法に基づき法的責任を追及するとしてい

¹² 商務部公告 2025 年第 61 号（2025 年 10 月 9 日）。第一項が対象物項を定め、（一）が価値割合 0.1%以上の国外製造物項、（二）が中国原産技術を用いて国外で生産された物項、（三）が中国原産物項そのものを対象とする。第二項は、国外の軍事ユーザーならびに出口管制管控名单および关注名单に掲載された輸入者・最終需要者（原文は「包括其控股 50%及以上的子公司、分公司等分支机构」）への輸出申請を原則不許可とする。第三項は大量破壊兵器、テロ、軍事用途または軍事的潜在力の向上を最終用途とする申請を原則不許可とし、第四項は 14 ナノメートル以下のロジック半導体、256 層以上のメモリ半導体、上記の製造プロセスに係る半導体の生産設備・試験設備・材料、および潜在的な軍事用途を有する AI の研究開発を最終用途とする申請を「逐案審批」（個別審査）とする。第五項は人道的救援目的の輸出について許可申請を不要とし、輸出後 10 営業日以内の報告を求める。第七項がコンプライアンス告知書（《合规告知书》）の交付義務を定め、その様式および記載事項は同公告の附属書 2「《合规告知书》指引」による。第八項は、第一項（一）（二）を 2025 年 12 月 1 日から、第一項（三）を公布の日から実施する旨を定めており、その余の各項については別段の実施日を定めていない。

ます。この責任追及の対象となり得る行為主体は、中国国内の主体に限定されていない点に留意が必要です¹³。

また、2026年2月24日および同年6月29日には、日本の企業・機関等を対象とする管制名簿および注視名簿への掲載措置が実施されています（前掲注7）。管制名簿に掲載された企業・機関等については、中国の輸出事業者によるデュアルユース物項の輸出に加え、中国国外の組織・個人による中国原産デュアルユース物項の移転・提供も原則として禁止されます（中国の輸出事業者については、特殊な事情により輸出が真に必要な場合に商務部へ申請する途が定められています）。注視名簿に掲載された企業・機関等については、一般許可の申請および登録情報の提出による輸出証憑の取得ができないものとされ、個別許可の申請に際してはリスク評価報告書および軍事力の向上に資する用途に用いない旨の書面による確約の提出が求められるほか、最終需要者・最終用途の審査が一段と厳格化されます。注視名簿は、もともと両用物項出口管制条例第26条に基づき、最終需要者・最終用途の確認調査（検査）に協力が得られず確認ができない場合に掲載するものであり、同条は確認調査への協力等を条件とする掲載の解除も定めています。もっとも、上記の各公告が求める確約は、同条が定める一般的な確約より踏み込んだ内容となっています（前掲注7）。

管制名簿については掲載の有無の確認自体が決定的であるのに対し、注視名簿については最終需要者・最終用途の審査が重みを増しており、中国側の現行の実務においては、主体の確認と需要者・用途の確認の双方が重要であることが示されているといえます。将来の61号等への準備と、現在の対中取引に関するコンプライアンスとは、別のレイヤーとして並行して管理する必要があります。

(3) 必要となる情報の所在

中国側の措置への対応に必要となる情報は、社内の一部門に揃っているものではありません。部材構成（BOM）、原産地およびサプライヤーの情報は調達部門とERPに、使用している技術および製造工程の情報は設計・生産技術部門に、顧客・最終需要者・用途の情報は営業部門とCRMに、名簿該当性の判断は法務・輸出管理部門にそれぞれ分散していることが通常です。

したがって、中国側への備えは、法務部門のみで完結するスクリーニングの取組みではなく、製品、技術および顧客の情報を横断するデータ整備の取組みになると考えられます。

¹³ 商務部公告 2026 年第 1 号（2026 年 1 月 6 日公布、同日実施）。「禁止所有两用物项对日本军事用户、军事用途，以及一切有助于提升日本军事实力的其他最终用户用途出口。任何国家和地区的组织和个人，违反上述规定，将原产于中华人民共和国的相关两用物项转移或提供给日本的组织和个人，将依法追究法律责任。」「任何国家和地区的组织和个人」は移転または提供を行う行為主体を指し、中国国内の主体に限定されていない。

5 準備の重心となる二つの情報基盤

ここまでの検討を、企業が整備すべきデータの観点から整理します。

はじめに、次の図表の射程を明確にしておきます。以下は、米中の輸出管理制度の全体を比較するものではありません。2026 年 11 月の停止措置の終了等に備えるという観点から、新たに整備または確認の必要性が高まるデータの重心を比較するものです。米国の EAR においても品目分類（ECCN）、技術、最終用途・最終需要者等が引き続き重要であることはいうまでもありません。

【図表 2 停止期間の終了に向けた準備において重心となるデータの比較】

項目	米国 Affiliates Rule 対応	中国側措置対応
基本的な問い	この取引先を誰が所有しているか	この製品は何から、どの技術で作られ、誰に、いかなる用途で渡るか
取引先に関する情報	直接・間接の所有者、所有割合、所有の連鎖（ownership chain）	輸入者、最終需要者、名簿該当性、一定の支配関係
製品に関する情報	従来どおり必要であるが、本準備における追加的なデータ整備の主たる重心ではない	BOM、原産地、価値割合、対象物項該当性
技術に関する情報	従来どおり必要であるが、本準備における追加的なデータ整備の主たる重心ではない	中国原産技術の利用の有無、製造工程
最終需要者・最終用途	EAR 上、従来から別途重要	許可の判断に直結する重要な要素
必要となるデータの構造	所有関係のグラフ（ownership graph）	製品・技術の来歴および最終需要者・最終用途の情報（product / technology provenance and end-user / end-use data）
主な社内の情報源	KYC、法務、財務、商業登記情報	調達、設計・生産技術、PLM/ERP、営業、輸出管理
更新を要する事象	M&A、株式譲渡、増資、組織再編	部材の変更、設計変更、工程変更、顧客・用途の変更

米国側で問われるのは所有構造です。たとえば、掲載主体である A 社が取引先 B 社の 40%を、別の掲載主体である C 社が 20%を保有している場合には、B 社自身が非掲載であっても合算して 50%以上となるかどうかの判定が問題となり得ます。この判定は一段にとどまるものではなく、BIS は規則の前文において、上記の B 社が 50%を保有する別の会社についても同様に対象となる

旨の適用例を示しています。また、合算して 50%以上となる限り、各所有者の持分の内訳は問わないものとされています（前掲注 9）。これらを検出するためには、直接の株主の名簿ではなく、間接所有と合算の計算が可能な所有関係のデータが必要になります。

中国側で問われるのは、製品および技術の来歴と、その行き先です。製品 X を構成する部材 A、B、C のいずれかに中国原産の対象物項が含まれるか、その価値割合はどの程度か、製造工程 Y に中国原産の技術が用いられていないか、そして製品 X は最終的に誰に、いかなる用途で渡なのかという、所有構造とは別のデータが必要になります。

ここで、企業のシステムの実情を踏まえておく必要があります。多くの企業では、取引先の法人情報は KYC・与信のシステムに、BOM およびサプライヤーの情報は ERP・PLM に、製造技術の情報は設計・生産技術部門のシステムや担当者の知見に、顧客・用途の情報は CRM に、それぞれ別々に保持されています。米中双方への対応において実務上難しいのは、法令の解釈そのものよりも、異なるシステム・部署に存在するこれらの情報を、一つの取引に関する判断に接続することであると考えられます。

もっとも、これは統合的な輸出管理データベースを構築すべきであるという趣旨ではありません。必要になるのは、取引先および所有構造に関する層と、製品・技術・最終需要者・最終用途に関する層の二つをそれぞれ整備したうえで、取引審査の場面において両者を結合できる状態を作ることです。一つの大規模なシステムへの統合は必須ではなく、取引ごとに、取引先を前者で、対象品目・需要者・用途を後者で照会し、その結果を一つの判断に集約することができれば足りると思われます。

前編では、現在の規制状況を三つに区分したうえで、米国側では取引先の所有構造に関する情報が、中国側では製品・技術の来歴と最終需要者・最終用途に関する情報が、それぞれ準備の重心となることを述べました。ここまでの検討から導かれるのは、現時点で着手すべきものが規制リストの更新そのものではなく、その前提となるデータの整備であるということです。

後編（2026 年 9 月 11 日公開予定）では、これらの情報基盤を質問票、契約、取引審査および社内の意思決定にどのように落とし込むかを扱います。

執筆者

弁護士 落合孝文（シニアパートナー、第二東京弁護士会）

Email: takafumi.ochiai@aplaw.jp

弁護士 大門由佳（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: yuka.daimon@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 Emerging Industries チーム

Email: cpg_emergingindustries@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2
丁目 12-1 天神ビル 10 階



ニューヨーク提携オフィス |

New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス |

Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス |

Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス |

Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

